



国海環第3号  
平成25年8月28日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

平原 祐



海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について

標記につきまして、海洋汚染等防止法検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



983

## 海洋汚染等防止法検査心得の一部改正について（大気汚染防止関係）

### 1. 改正の経緯

平成25年5月に開催された国際海事機関（IMO）の第65回海洋汚染環境保護委員会（MEPC 65）において、海洋汚染防止条約（マルポール条約）附属書VIに関する統一解釈（UI）が承認されたため、海洋汚染等防止法検査心得の一部改正を行う。

### 2. 改正の概要

○「同一の型式の原動機」及び「同一と認められる原動機」の解釈の取入れ（海防  
法心得関係）

船舶に設置されている原動機を交換する場合において、いわゆる「同一でない」原動機に換装する場合には、現行のNOx基準値（2次規制）が適用されるが、これまで、「同一でない」ものについて国際的な解釈が存在していなかった。

MEPC 65において、これに関する統一解釈（UI）が承認されたため、海洋汚染等防止法検査心得の「同一の型式の原動機」（1次規制エンジンの経過措置）及び「同一と認められる原動機」（未規制エンジンの経過措置）の解釈に取り入れることとする。（詳細別紙参照）

### 3. 改正スケジュール

平成26年1月1日から適用する。

# エンジン換装時の「同一のエンジン」の統一解釈

● 130kW以上のエンジンは、マルポール条約附属書VI(海防法)により、建造着手日に応じ、次の規制が適用されている。

- 未規制(適用除外):
  - ～ 1999(平成11)年12月31日【国際航海】
  - ～ 2005(平成17)年 5月18日【非国際航海】
- 1次規制:
  - 2000(平成12)年1月1日
  - 2005(平成17)年5月19日
- 2次規制:
  - 2011(平成23)年1月1日
  - ～ 2010(平成22)年12月31日【国際航海】
  - ～ 2010(平成22)年12月31日【非国際航海】

● 現存船のエンジンの換装については、**次の要件を満たす場合は適用を除外**している。

	<p>現行 (IMOで解釈が統一されていない)</p>	<p>2014(平成26)年1月1日から適用</p>
未規制エンジン	<p>同一と認められる原動機 (→日本では、<u>1シリンダ当たりの排気量が85%以上115%以下のも</u>のとしている。)</p>	<p><b>非国際航海の船舶は従前通り。 (日本のみの解釈)</b></p>
1次規制エンジン	<p>同一の型式の原動機 (→日本では、<u>メーカー、型式、出力、回転数、NOx放出量等が同一のもの</u>としている。)</p>	<p><b>国際航海する船舶はMEPC65で承認された統一解釈を取り入れ。</b></p> <p><b>MEPC65で承認された統一解釈を取り入れ。</b></p> <p>(現行とほぼ同じ内容。)</p>

MEPC65において「同一のエンジン」の統一解釈を承認。(MEPC.1/Circ.813)

- ・型式番号(原動機を設計した者が同一であるものに限る。)
- ・定格出力
- ・定格回転速度
- ・使用形態
- ・シリンダ数
- ・燃料システム形式(燃料噴射制御ソフトウェアを含む。)
- ・一次規制エンジンの場合
  - ・当該原動機が属する原動機グループ又は原動機ファミリー
- ・未規制エンジンの場合
  - ・燃料ポンプの型式
  - ・燃料噴射時期及び燃料噴射ノズルの型式
  - ・給気システムの構成及び配置
  - ・過給機の型式
  - ・補助プロワの仕様
  - ・冷却媒体

「同一のエンジン」に係る現行の法体系での規定

	1次規制→1次規制 (2次規制→2次規制)	未規制→未規制
法律		<p>◆海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 36 号)</p> <p>附則第七条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第三十三号) 第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (以下「平成二十二年新法」という。) 第十九条の三から第十九条の九までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機であって当該各号に定める日前に製造されたもの (平成二年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間に建造され又は建造に着手された国際航海に従事する船舶に設置された原動機であって同日までに製造されたものうち、当該原動機からの窒素酸化物の放出量を平成二十二年新法第十九条の三の放出基準に適合させる改造 (以下この条において「基準適合改造」という。) を行うことができるものとして国土交通大臣が指定する型式のもの (以下この条において「指定原動機」という。) を除く。) 及び指定原動機が設置された船舶のうち当該指定原動機について基準適合改造を行うことが困難な事情があるものとして国土交通大臣が指定する船舶に設置されたものについては、適用しない。ただし、当該原動機につき当該各号に定める日以後に国土交通省令で定める改造を行ったときは、この限りでない。</p> <p>一 国際航海に従事する船舶 平成十二年一月一日</p> <p>二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書が効力を生じた日 (平成十七年五月十九日。附則第十条において「発効日」という。)</p>
政令	<p>◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 22 年政令第 138 号)</p> <p>(窒素酸化物の放出量に係る放出基準に関する経過措置)</p> <p>附則第六条 次に掲げる原動機 (この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (以下この条において「新令」という。) 第十一条の七の表第一号に規定する特定用途原動機に該当するものを除く。) に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、新令第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機</p> <p>二 この政令の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機</p> <p>三 平成二十二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十三年一月一日以後に設置される原動機 (当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。)</p> <p>四 平成二十三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機 (これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。)</p>	
省令	<p>◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (平成 22 年国土交通省令第 37 号)</p> <p>(原動機の改造)</p> <p>附則第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第六条第四号の同一の型式の原動機に類するものとして国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の原動機取扱手引書に記載する事項として海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第四十二条各号に掲げる事項が同一のものとする。</p>	<p>◆海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (平成 16 年国土交通省令第 93 号)</p> <p>(原動機の改造)</p> <p>附則第二十四条 改正法附則第七条ただし書の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。</p> <p>一 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機を交換する改造 (当該原動機と同一と認められる原動機であって当該各号に定める日前に製造されたものに交換する改造を除く。)</p> <p>イ 国際航海に従事する船舶 平成十二年一月一日</p> <p>ロ 前号に掲げる船舶以外の船舶 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が効力を生じた日 (平成十七年五月十九日)</p> <p>二 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、原動機からの窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造</p>
心得	<p>(原動機の改造)</p> <p>附 2.0 (a) 「同一の型式の原動機」とは、原動機取扱手引書において原動機製作者、原動機の型式番号、試験サイクル、定格出力、定格回転速度、窒素酸化物放出基準値及び原動機の窒素酸化物放出値が同一である原動機をいう。</p>	<p>(原動機の改造)</p> <p>附 24.0 (a) 第 1 号括弧書きの「同一と認められる原動機」とは、1 シリンダ当たりの排気量が換装前の原動機の 85%以上 115%以下である原動機をいう。</p>

**同一の型式の原動機【政令+心得】**

**【改正前】**  
 (原動機製作者、原動機の型式番号、試験サイクル、定格出力、定格回転速度、窒素酸化物放出基準値及び原動機の窒素酸化物放出値が同一)

↓

**【改正後】**  
 (型式番号、定格出力、定格回転速度、使用形態、シリンダ数、燃料システム形式、原動機グループ又は原動機ファミリーが同一)

**これに類するもの【政令+省令】**

(型式は異なるが、原動機取扱手引書の記載事項が同一)  
 ※条件は空振り